

地方税ポータルシステム (eLTAX)

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)では、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税、個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税の電子申告、異動届等の電子申請・届出、電子納税などの手続きをインターネットを利用して行うことができます。

【ご利用時間】

8:30～24:00 ※ 土・日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

【eLTAXの利用に関するお問合せ先】

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>

電話 0570-081459 ※ IP電話やPHSなどをご利用の場合 03-5521-0019

受付時間 9:00～17:00 ※ 土・日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

※ 詳しくはeLTAXのホームページをご確認ください。

【電子申告の義務化】

大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税(特別法人事業税を含む)の申告は、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

○対象税目

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税を含む)

○対象法人

- ・内国法人のうち、その事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

○対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書及び修正申告書

○対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

○対象事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

【地方税共通納税システムによる納税】

地方税共通納税システムとは、eLTAX(エルタックス)を使用して、全ての都道府県・市町村へ、自宅やオフィスから地方税の電子納税ができる仕組みです。

○対象税目(県税分)

法人県民税、法人事業税(特別法人事業税を含む)、個人県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税

○メリット

- ・複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができ、納税事務の負担が軽減されます。
- ・電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ・事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます。(ダイレクト納付)
- ・地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。

※ 詳しくは共通納税に係るホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>)をご確認ください。